平成30年第2回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

平成30年5月8日(火曜日) 午前11時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(2名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第32号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○出席議員(10名)

1番	余	湖	龍	\equiv	君		2番	Ш	村		進	君
3番	西	森	信	夫	君		4番	堤		三根	財磨	君
5番	西	Щ	由身	長子	君		6番	上	原	豊	茂	君
7番	工	藤	弘	喜	君		8番	須	河		徹	君
9番	河	端	芳	惠	君		10番	Щ	田	日占	出夫	君

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町		長	菊	池	_	春	君
副	町	長	佐	藤	明	美	君
総	務 課	長	森	谷	清	和	君
企	画財政課	長	伊	田		彰	君
町	民 課	長	元	谷	隆	人	君
福	祉 保 健 課	長	谷	方	幸	子	君
農	林商工課	長	遠	藤	琢	磨	君
建	設 課	長	渡	辺	克	人	君
上	下水道課	長	原	口	周	司	君
会	計 管 理	者	Щ	内	啓	伸	君
教	育委員会教育	手	林		秀	貴	君
管	理 課	長	森	谷		勇	君
۲	ども未来課	長	山	本	正	徳	君
社	会教育課	長	高	橋		治	君
図	書館	長	山	田	洋	通	君
農	業委員会事務周	最長	中	Щ	信	也	君
監	査 委	員	山	田		稔	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 八 鍬 光 邦 君 議会事務局係長 中 村 隆 広 君

◎開会の宣言

○議長(上原豊茂君) それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成30年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

- ○議長(上原豊茂君) 余湖議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。
- ○議会運営委員長(余湖龍三君) それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成30年第2回臨時町議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は1件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告がありますので、よろしくお願いします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまの ご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。 以上です。

○議長(上原豊茂君) ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長(上原豊茂君) 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、坂本農業委員会会長および森下選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告 がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

- ○議長(上原豊茂君) 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(八鍬光邦君) 本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、 印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が1件でございます。

以上でございます。

○議長(上原豊茂君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(上原豊茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、5番、西山由美子君、7番、工藤弘喜君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(上原豊茂君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長(上原豊茂君) 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長(菊池一春君) ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集の ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第2回臨時町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本臨時町議会に提案しております議案は、地方税法等の改正に伴いまして、町税条例等の一部を改正する条例の1件となっております。

議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配付させていただきました行政報告を申し上げます。

このたび、民生費指定寄付金がありましたので、ご報告申し上げます。

今年3月13日に故佐藤昭代様のご主人である元訓子府町長の佐藤忠義様から「生前妻が訓子府町に大変お世話になり、町の高齢者福祉に役立てていただきたい」と100万円のご寄付をいただきました。

ご寄付を賜りました佐藤忠義様のご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、寄付金 につきましては、社会資本整備基金に積み立てさせていただきましたので、ご報告を申し 上げます。

以上でございます。

○議長(上原豊茂君) 以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第32号

○議長(上原豊茂君) 日程第4、議案第32号 町税条例等の一部を改正する条例の制 定についてを議題といたします。 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

町民課長。

○町民課長(元谷隆人君) おはようございます。町民課長の元谷です。よろしくお願い します。

それでは、議案書1ページをお開き願います。

議案第32号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、本年3月31日の地方税法等の一部を改正をする法律および地方税法施 行令等の一部改正をする政令等が本年3月31日に公布されたことに伴い、町税条例等の 一部を改正するものであります。

今回の改正につきましては、法律の施行日が平成30年4月1日であることから、改正条例につきましても、一部を除き、同日に っての適用となりますのでご理解をいただきたいと思います

町税条例(昭和25年条例第8号)等の一部を改正する条例を次のように制定しようと するものであります

それでは、記以下について説明させていただきます

改正条文は、次のページの2ページからとなります。

町税条例等の一部を改正する条例。

2ページの上段から第1条、続きまして、8ページ開いてください。8ページの中段から第2条から第5条、9ページに第6条、平成27年6月に改正している町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

2ページから9ページまで、改正条文を掲載していますが、長文かつ複雑であるため、 16ページ以降の「町税条例等の一部を改正する条例の概要」により、主な改正点につい て、説明させていただきます。

それでは、第1条による改正を説明します。

項目1の年当たりの割合の基礎となる日数、第20条の改正は、第48条、第52条の 改正による字句の整理をするものです。

項目2の町民税の納税義務者等、第23条の改正は、文言の整理と大規模法人の電子申告をするにあたり、法人格のない社団等は、電子申告義務化の規定は適用しないことを規定するもので、平成32年4月1日から施行するものです。

項目3の個人の町民税の非課税の範囲、第24条の改正は、障がい者、未成年者、豪婦および寡夫に対する非課税措置の所得要件を現行125万円から10万円を引き上げ、135万円にするものです。平成33年1月1日から施行するものです。

また、控除対象配偶者を同一生計配偶者に定義を変更するための文言の整理。これについては、平成31年1月1日から施行するものです。

次に、均等割非課税限度額は、現行、扶養人数プラス1を合わせた数に28万円を乗じて、扶養がいれば17万円を加算した額以下でしたが、改正はこれに10万円を引き上げるもので、平成33年1月1日から施行するものです。

項目4の均等割の税率、第31条の改正は、字句の改正です。

項目5の所得控除、第34条の2の改正は、基礎控除額に所得要件を設けまして、合計

所得金額が2,500万円を超える納税義務者は、基礎控除の適用ができないことになり、 平成33年1月1日から施行するものです。

項目6の調整控除、第34条の6の改正は、平成19年度の税源移譲に伴い、生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を解消するため、調整控除を設けておりますが、前項目と同様、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者は適用できないことにするもので、平成33年1月1日から施行するものです。

項目7の町民税の申告、第36条の2の改正は、平成30年度以後、配偶者特別控除が 見直しされます。配偶者特別控除を受けようとする者は、配偶者の合計所得金額85万円 以下、従来は76万円なんですけども、これ以下については申告を要しないことを規定す るものであり、平成31年1月1日から施行するものです。

続いて、17ページになります。

項目8の特別徴収義務者、第47条の3の改正は、字句の改正をするものです

項目9の年金所得に係る仮特別徴収税額等、第47条の5の改正は、年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、仮特別徴収税額においても適用することを整理するものです。

項目10の法人の町民税の申告納付、第48条の改正は、内国法人の外国関係会社等の 所得課税について、所要の措置を講じることとし、控除すべき額を法人税割額から控除す ることを規定するため、そのことに伴う項ずれを整理するものです。

さらに、大規模法人に対する申告書について、電子情報処理組織による提出義務を規定するもので、この提出義務は、平成32年4月1日から施行するものです。

項目11の法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、第52条の改正は、納期限の延長の場合の延滞金について申告した後、減額更正され、その後、さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた期間を控除して計算することを規定するものであります。平成30年10月1日から施行するものです。

項目12の固定資産税の納税義務者等、第54条の改正は、省令改正に合わせて字句の 改正をするものです。

項目13の製造たばこの区分、第92条の改正は、新たなたばこの区分として、加熱式たばこを加えるため、新たな条を追加するものであり、項目14のたばこ税の納税の納税義務者等、第92条の2の改正は、第92条から第92条の2に改正し、平成30年10月1日から施行するものです。

項目15の製造たばことみなす場合、第93条の2の改正は、法の新設に合わせ、加熱式たばこは、加熱により蒸気となるグリセリン、その他物品を充填したものなど、定義を規定する条を設けるもので、平成30年10月1日から施行するものです。

項目16のたばこ税の課税標準、第94条の改正は、項ずれに伴う字句の改正と加熱式 たばこに係る紙巻たばこへの換算方法を規定し、その方法は「重量」と「価格」により紙 巻たばこに換算するもので、平成30年10月1日から施行するものです。

なお、加熱式たばこは、今後5年間をかけて段階的に引き上げ、紙巻きたばこの7割から9割程度まで引き上げるということになっております。

続いて18ページです。

項目17のたばこ税の税率、第95条の改正は、紙巻きたばこの税率、現行1千本当たり5,262円、これを平成30年10月1日から5,692円に引き上げし、平成30年10月1日から施行するものです。

なお、今後、4年をかけて、3段階に引き上げするものであり、このことにより、たば こ税率は、国・地方合わせて1本3円の引き上げすることになるようであります。

項目18のたばこ税の課税免除、第96条の改正と項目19のたばこ税の申告納付の手続き、第98条の改正は、字句の改正をするものであります。平成30年10月1日から施行するものです。

項目20と項目21は、国民健康法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置、5割、2割軽減の対象世帯に対する所得判定基準を改正するものです。

まず、項目20の課税額、第142条の改正は、医療費分である基礎課税額の限度額を現行54万円から58万円に引き上げします。

項目21の国民健康保険税の減額、第163条の改正は、国民健康保険税の減額措置に 係る軽減判定所得の算定方法を変更するものです

ここに書いてありますけれども、5割軽減基準額については、基礎控除額33万円にプラスして被保険者、特定同一世帯所属者数を乗じる額を27万円を5千円引き上げて27万5千円にするものです。

また、2割軽減基準額については、基礎控除額33万円にプラスする被保険者、特定同一世帯所属者数を乗じる額を49万円から1万円を引き上げ50万円にするものです。

項目22の特例対象被保険者等に係る申告、第164条の2の改正は、文言の整理であります。

項目23の延滞金の割合等の特例、附則第3条の2の改正は、先ほど説明しました第4 8条、第52条の改正に伴う字句の改正です。

項目24の納期限の延長に係る延滞金の特例、附則第4条の改正は、第52条の改正に 伴う字句の改正です。

続いて19ページになります。

項目25の個人の町民税の所得割の非課税の範囲、附則第5条の改正は、所得割非課税限度額は、現行では所得に対し、扶養人数プラス1に乗じる35万円、さらに、扶養者がいれば32万円を加算した額以下でありましたが、改正は、これに10万円を引き上げするものであり、平成33年1月1日から施行するものです。

項目26の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、附則第10条の2の改正は、政令改正に伴う項の削除、繰り上げであり、そして第10項に中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別臨時措置法が施行されることに伴い、市町村が主体的に作成する計画に基づき行われる中小企業の設備投資における償却資産の固定資産税を3年間2分の1にするもので、同法が施行された日に施行するものです。

続いて、項目27の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようする者のすべき申告、附則第10条の3の改正は、政令改正等に合わせて字句の改正をするものです。

項目28の土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資

産税の特例に関する用語の意義、附則第11条の改正は、見出し字句を平成27年度から 平成29年度までを平成30年度から平成32年度までに改正するものであります。

項目29の平成31年度または平成32年度における土地価格の特例、附則第11条の2の改正は、見出し字句、平成28年度、平成29年度を平成31年度、平成32年度に改正するもので、特例を継続するものです。

項目30の宅地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例、附則第12条の改正は、見出し字句、平成27年度から平成29年度までを平成30年度から平成32年度までに改正し、負担調整率の特例を3年間延長するものであります。

続いて20ページです。

項目31の農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分固定資産税の特例、附則第13条の改正は、見出し字句を平成27年度から29年度までを平成30年度から平成32年度までに改正し、負担調整率の特例を3年間延長するものです。

項目32の特別土地保有税の課税の特例、附則第15条の改正は、平成18年1月1日から平成30年3月31日までを平成33年3月31日までに改正し、3年間延長するものです。

項目33の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町 民税の課税の特例、附則第17条の2の改正は、法律改正に合わせて字句を改正するもの で、平成31年4月1日から施行するものです。

続きまして、第2条から第6条の改正でありますが、今回、改正するたばこ税は、今後、 段階的に引き上げすることから、それぞれ施行する日が異なるので、附則として、改正規 定を設けるものです。

第2条による改正の項目1のたばこ税の課税標準、第94条の改正は、加熱式たばこの重量と価格の換算方法の数値を表のとおり変更し、項目2の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、附則第10条の2の改正は、政令改正による字句を改正するものです。

以上、第2条は、平成31年4月1日から施行するものです。

第3条による改正、項目1のたばこ税の課税標準、第94条の改正は、加熱式たばこの重量と価格の換算方法の数値を表のとおり変更し、項目2のたばこ税の税率、第95条の改正は、紙巻きたばこの税額1千本当たり5,692円を6,122円に引き上げるものです。

以上、第3条は、平成32年10月1日から施行するものです。

続いて21ページです。

第4条による改正は、先ほども言っていますけれども、加熱式たばこの重量と価格の換算方法、またこの数値を表のとおり改正するものでありまして、また、項目2のたばこ税の税率、第95条の改正は、紙巻きたばこの税額1千本当たり6,122円を6,552円に引き上げするものです。

以上、第4条は、平成33年10月1日から施行するものであります。

第5条による改正、項目1の製造たばことみなす場合、第93条の2と項目2のたばこ 税の課税標準、第94条の改正は、加熱式たばこは重量と価格をもって換算することとす るということで、今まで現行の本数を計算方式から入れましたが、これを外すもので、そのことに伴う字句の改正、項、それから号の削除などをするものであります。

以上、第5条は、平成34年10月1日から施行するものです。

第6条による改正ですが、平成27年6月に改正した町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であり、項目1の町たばこ税に関する経過措置、附則第5条の改正は、紙巻きたばこ3級品、現行の1千本当たり4千円の税率なんですけども、これを平成31年4月1日にしていたんですが、これを平成31年9月30日までに延長するもので、また、このことに伴うたばこ税の手持品課税を規定するものであり、平成30年10月1日から施行するものです。

議案書9ページに、附則で施行期日を記載しています。ここの内容が非常に多いものですから、21ページ下に戻っていただきましてですね、施行期日の説明させていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

表では下段の表、21ページの下段になります。

第1条の施行期日でありますが、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでありますが、その日以外で施行日を定めているものは、各号で施行期日を定めています。

第2条は、町民税に関する適用年度までの経過措置を記載しております。

第3条、第4条は、固定資産税に関する適用年度までの経過措置を。

第5条は、平成30年10月1日まで、町たばこ税に関する適用年度までの経過措置を。

第6条は、平成30年10月1日前までの手持品課税に係る町たばこ税の経過措置。

第7条は、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置を。

第8条は、平成32年10月1日までの町たばこ税に関する適用年度までの経過措置を うたっております。

第9条は、平成32年10月1日前までの手持品課税に係る町たばこ税の経過措置を。

第10条は、平成33年10月1日までのたばこ税に関する適用年度までの経過措置を。

第11条は、平成33年10月1日前までの手持品課税に係る町たばこ税の経過措置を。

第12条は、国民健康保険税に関する適用年度までの経過措置であります。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。とても早口でしゃべってお聞き苦しかったと思います。大変申し訳ございませんでした。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(上原豊茂君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○7番(工藤弘喜君) 7番、工藤です。それでは、2点ぐらい、ちょっと質問をさせていただきたいんですが、本当にいろいろとすごい項目が多くて、なかなか捉えきれない部分があるんですが、その中で、一つは16ページに書かれております項目の3ですね、町民税の非課税の範囲の関係です。第24条に関わる。これは施行日がいずれも障がい者の関係、あるいは均等、非課税の限度額の10万円引き上げの関係、大きく言って二つがあ

るんですが、それぞれについて、これは平成33年1月1日ということなっておりますけれども、この直近の、例えば昨年度分の実績からぼって、どのような、こういう改正によって影響といいますか、変化があると捉えられているのかお聞きしたいと思います。

本町において、この改正によって、どう数字が変わっていくのかということを、もし現 時点でわかる範囲でよろしいですので、お願いしたいと思います。

また同じような内容でありますけれども、18ページの関係です。これは国民健康保険に関わる項目の20と21に関わることでありますけれども、特に20の基礎課税の限度額が4万円上がるということでありますけれども、これも同じように直近といいますか、昨年度分ですね、昨年の実績からいって、どのような変化が考えられるのか、いわゆる上がることによって、人数と額がどのように変化していくことを予想しているのかをちょっとお聞きしたいと思います。また同じく21番の項目で、減額に関わることですが、5割軽減ならびに2割軽減についてなんですが、これ両方とも同じように現行と比べてどのように影響があるかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(上原豊茂君) 町民課長。

○町民課長(元谷隆人君) ただいま質問がありました。項目3のですね、個人の町民税の非課税に関してですけども、現時点での影響ということであります。それで障がい者、未成年者、寡婦等に関する関係で、125万円から135万円に引き上げします。これに伴い、平成29年度非課税者は308人いますが、現時点では314人になるから、6人増えるということであります。それから均等割ですね、均等割の非課税者です。10万円を引き上げるとともに、29年度の賦課関係では208人いますが、そのうちの41人が非課税者になります。

続いて、項目 20、国民健康保険税の関係であります。限度額が 4 万円上がり、どのような影響があるのかということでありますけれども、平成 29 年度の賦課に基づく資料で計算しましたら、今回限度額を超えるのは 151 世帯あります。単純にそれを 4 万円掛けると 604 万円ほど税額は上がるということであります。

次に、軽減税関係の5割、2割になる世帯関係はということだと思うんですけども、5割になる方については2世帯が増えると。現在124世帯が126世帯になります。2世帯増えて対象者5人ということであります。それから2割については、関係する方が5世帯でありまして、約12人になるということであります。

以上です。

○議長(上原豊茂君) ほか、ご質疑ありませんか。 山田日出夫君。

○10番(山田日出夫君) 10番、山田です。新しい項目で耳慣れないことについて1点だけ、流れについて聞きたいと思います。

対照表では17ページの加熱式たばこでありますけれども、非常に最近、近年、流行しているようであります。それで30年10月1日の施行では、紙巻きたばこに一定の換算のルールを適用して本数に読み替えて課税すると。そして20ページにいくと第2条の改正の中で31年、32年と3段ロケットの切り離しのように2段目、3段目と1年後に改正されるということまではわかりました。ただちょっと時間がないんで、これ何ぼ読んで

も頭悪くてわからなかったんですけども、多分これ1年おきに税率、標準額上がるような 仕組みになっている訳ですよね、当然、税金多くいただきたいもんだから。そうすると、 この31年、来年の10月、1年後に0.6掛けて0.4を乗じて途中で換算を入れると。 さらに32年度は0.4掛けて換算して0.6掛けると。これで上がる仕組みになってい るんでしょうけどね、なっているんでしょうけども、この式、算数苦手なんでよくわから ないんですけども、簡単に説明していただきたいんですけど、上がりますか。簡単でいい です。

○議長(上原豊茂君) 町民課長。

○町民課長(元谷隆人君) 加熱式たばこのですね、換算方法については、ちょっと最初 だけ説明させていただきますけども、今まではですね、パイプたばこということの位置付 けだったんです。それは1gに対して1本ということで計算されていましたけども、これ を1g1本をまず一つと、それから換算方法なんですけど、換算本数は0.4gを0.5 本、それと定価の1本当たりの分の価格、これを足して計算をして、その額を出すんです ね。実は重量の部分というのは、どこ見てもわからないんです。フィルターの部分は外す と言われてまして、その部分がわからないのと、それから定価の部分についても、単なる 定価ではなくて、税金とたばこ特別税という税金がありまして、それに割る10分の6を 計算すると小売定価になるという計算方式がありまして、正直言って計算をしたんですけ ども、わからないんですね、最終的にはですね、製造たばこの7割から9割を目指すとい うことであります。今一番嗜好されているアイコスというたばこがあるんですけども、こ れでいくと9割ぐらいにすると。ですから、製造たばこがこれから3円ずつ上がりますか ら多分今244円の税額なんですけど、これが300円になると思うんですね、最終的に は。60円上がりますから、1本3円ですから20本で60円上がりますので500円に なります。それでその分の90%ですから、今、加熱式たばこは192円ぐらいの税率だ というんですけど、それが約270円ぐらいになるだろうと。そんなようなことしか答え られないんですけど、ご容赦願いたいと思います。

○議長(上原豊茂君) ほか、ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。 これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。 これより議案第32号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長(上原豊茂君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いた

しました。

これにて、平成30年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。 本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時37分